

学生定期健康診断未受検者の方へ

(病・医院等での) 健康診断証明書を提出してください。

1. 神戸大学学生健康診断規程では次のように定められています。

- 第4条 1 学生は、健康診断を受けなければならない。
- 2 学生は、健康診断を受けなかったときは、保健管理センター所長の定める期間内に、当該健康診断と同等の実施項目を含む健康診断証明書を保健管理センターに提出しなければならない。
- 3 前項の規定による健康診断証明書を提出できないときは、保健管理センター所長に申し出て指示を受けなければならない。

2. 定期健康診断を受検しなかった方は、同等の実施項目を含む病・医院等での健康診断証明書を保健管理センターに提出しなければなりません。

各学年の実施項目は次のとおりです。病・医院等で健康診断証明書の発行を受けるときにはこの項目を含んでいることを確認してください。

- 1 年 次 生 : 胸部X線撮影・身長・体重・血圧・視力・検尿・内科検診
- 検 2・3 年次生 : 胸部X線撮影・身長・体重・血圧
- 査 4 年 次 生 : 胸部X線撮影・身長・体重・血圧・視力・検尿・内科検診
- 項 大学院新入生 : 胸部X線撮影・身長・体重・血圧・視力・検尿・内科検診
- 目 大学院新入生以外 : 胸部X線撮影・身長・体重・血圧・(視力)・(検尿)・(内科検診)
- () 書は、希望者に対してのみの実施です。

社会人等で職場における定期健康診断（本学における実施項目を含んでいるもの）を毎年受検している方は、その結果のコピーを提出することによって受検に替えることができる場合がありますので、希望される方は保健管理センターに相談してください。

定期健康診断を受検せず、病・医院等での健康診断証明書の提出もしなかった場合には、学部・研究科によって当該年度の単位認定や各種実習への参加が認められないこと等があります。

3. **健康診断証明書の提出期限は、平成30年7月31日です。**